

保護者様

社会福祉法人ちとせ交友会
ちとせ認定こども園
園長 樺山 貴美江

出席停止について

本日、お子様が にかかられたと、連絡をうけました。

この感染症は、学校保健安全法第19条の規定に準じて、下記の通り出席停止の取り扱いをいたしますので、休んで治療に専念してください。

なお、感染症が治って登園するときは、医師の診断を受け別添の治癒証明書をこども園に提出してください。

記

出席停止者 氏名

出席停止期間 令和 年 月 日から治癒するまで

感染症の予防について

★こども園において予防すべき感染症の種類は次の通りです。

種別	第1種	第2種	第3種
病名	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群※1 中東呼吸器症候群※2及び 特定鳥インフルエンザ※3	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹(三日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜炎 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症 伝染性膿痂疹※4

※1…病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2…病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3…病原体がH5N1及びH7N9であるものに限る。

※4…伝染性膿痂疹(とびひ)は症状により、医師の判断を受ける。

○伝染性紅斑(りんご病)と手足口病は出席停止にならない。

★多くの子どもたちが集団生活をするこども園では、感染症の予防も重要であり、保護者の方のご理解とご協力をお願いいたします。

★出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたいの基準がありますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて十分休養し、元気になってから登園するように留意してください。

なお、感染防止のため出席停止の期間中は、できるだけ友だちとの接触は避けてください。

★園長は、園児が感染症にかかっていたら、出席停止をさせることが出来ることになっております。(学校保健安全法第19条に準ずる)

証 明 書

社会福祉法人 ちとせ交友会 ちとせ認定こども園

氏 名

生年月日 平成・令和 年 月 日生

病 名 【 】

上記の病名により治療したので、

月 日より登園は可能です。

付 記

令和 年 月 日

住 所

医 師